



2019年5月28日

各 位

会 社 名 藤田エンジニアリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤田 実
(コード:1770、東証JASDAQ)
問合せ先 常務取締役経営管理本部長 須藤 久実
(TEL. 027-361-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月28日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を2019年6月27日開催予定の第56期定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 変更の目的

(1) 公告方法の変更

電子公告制度の採用による公告機能および利便性の向上、ならびに公告掲載のための費用の削減を勘案し、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものです。

(2) インターネット開示(WEB開示)制定に関する規定の新設

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするために、定款第15条にWEB開示に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月27日(木) [予定]

定款変更の効力発生日 2019年6月27日(木) [予定]

以上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第4条 (条文省略) (公告の方法) 第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第6条～第14条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第4条 (現行どおり) (公告の方法) 第5条 当会社の公告は、<u>電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p>第6条～第14条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条～第43条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p>